報告第11号

専決処分「津嘉山第3雨水幹線工事(26-8)の請負契約金額の変更」 の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、議会において指定されている下記の事項について、別紙のとおり専決処分したので同条第2項の規定により報告する。

平成27年 9月30日提出

南風原町長 城間俊安

記

- 1. 専決処分事項
 - 津嘉山第3雨水幹線工事(26-8)の請負契約金額の変更について
- 2. 専決処分した理由

議会の議決を経た工事請負契約について契約金額の400万円以内の変更

専決処分について

地方自治法第180条第1項の規定により、議会において指定されているので下記のとおり専決処分する。

平成27年 9月25日南風原町長 城間俊安

1. 専決処分事項

津嘉山第3雨水幹線工事(26-8)の請負契約金額の変更について

(1) 変更事項

変 更 前 契 約 額 ¥49,680,000-増 額 金 額 ¥3,240,000-変 更 後 契 約 額 ¥50,328,000-

(2)契約の相手

住 所 沖縄県那覇市宇栄原 商 号 有限会社 岸本組 氏 名 代表取締役

2. 変更した理由

仮設土留材の鋼矢板を当初は引き抜く計画であったが、現場周辺土質が予想より軟弱であり、引き抜くことで近接地盤の沈下、建築物のひび割れ等の恐れがあることから鋼矢板の引き抜きをせず、埋殺しとすることにした。